

◆精神障害者保健福祉手帳について◆

1 精神障害者保健福祉手帳とは

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

手帳の交付を受けた方は、税金の減免や公共交通機関の運賃の割引等さまざまな支援を受けることができます。

2 対象となる方

精神疾患により長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。

※精神疾患と初めて診断された日(初診日)から6か月以上経過していることが必要です。

3 障害等級

申請書類に基づき、手帳の承認・不承認を決定します。承認して交付する場合は、障害等級を決定します。

障害等級は、精神障害の程度の重いものから順に1級、2級、3級となります。障害等級は診断書での判定、または障害年金の年金証書の等級などにより決定されます。

4 有効期間

有効期間は2年間です。更新される場合は手続きが必要です。(更新申請は、有効期限の3か月前からできます。)

5 申請に必要な書類

(1)障害者手帳交付申請書

(2)添付書類(以下のイ、ロ)のいずれかの書類)

イ)診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ※初診日から6か月以上経過したもの

ロ)・精神障害を支給事由とする障害年金又は特別障害給付金を現に受給していることを証する書類(年金証書等)の写し ※マイナンバーによる照会に同意する場合は必須ではありません

・障害年金受給に係る照会についての同意書

(3)写真(縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの)

(4)個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し) 身元確認書類(運転免許証、パスポート、写真入住民基本台帳カード等)

6 申請窓口

お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口

7 手帳の交付を受けた方に対する各種支援施策

◎障害福祉サービス(自立支援給付)

別途、障害福祉サービス(自立支援給付)に係る支給決定を受けることで、さまざまなサービスを受けることができます。なお、サービスごとに対象者の要件があります。

窓口:お住まいの市町村の障害福祉担当課

【主なサービス】

サービス	内容
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のための必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
地域移行支援 地域定着支援	病院・施設から地域生活への移行のための支援を行います。 地域生活を継続していくための緊急時等の相談や必要な援助を行います。

◎その他サービス

サービスの内容	問い合わせ先
重度心身障がい者の医療費助成	市町村福祉医療担当課
住民税の障害者控除・軽自動車税等の減免	市町村税務担当課
所得税・相続税・贈与税の障害者控除	税務署
利子等の非課税	郵便局・銀行・信託銀行
自動車税・自動車取得税等の減免	自動車税事務所 飛騨県税事務所自動車税出張所
NHK放送受信料の減免	NHK岐阜放送局 058-264-4612
NTT104番(電話番号案内)の無料措置	NTT 0120-104174(フリーダイヤル)
携帯電話料金等の割引	携帯電話各社
県立の公共施設の入場料等の減免	県立の各対象施設
県内の路線バス運賃の割引	(社)岐阜バス協会 058-279-3700 各交通会社
鉄道運賃の割引	各鉄道会社
駐車禁止規制除外の標章の交付	各警察署
精神障害者小規模作業所等に通うための鉄道等 を利用するための経費の助成	市町村精神保健福祉担当課

◎その他相談機関や支援制度については以下のホームページにも掲載しております。

メンタルヘルスガイドブック(相談窓口、医療機関、自助グループの情報など)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kokoro/22606/guidebook.html>

岐阜県障がい者福祉の手引(各種支援制度、障害福祉サービス事業所の情報など)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/sodan-madoguchi/11226/>